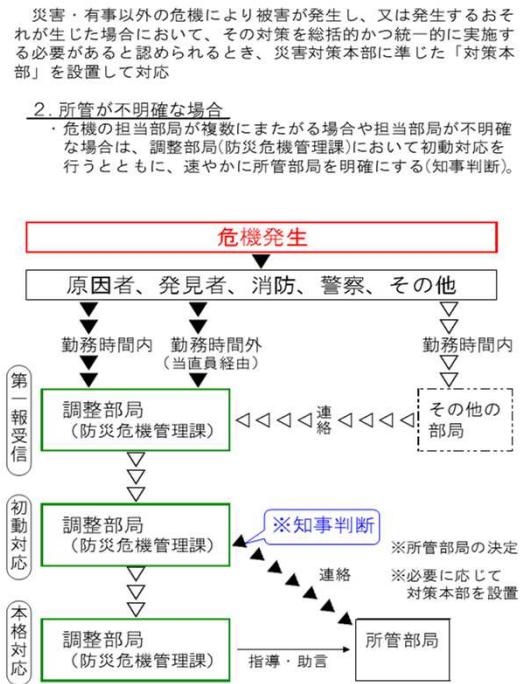
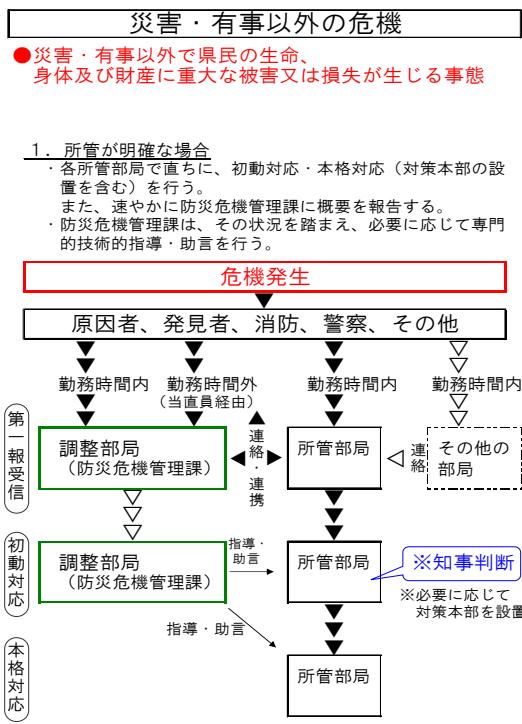
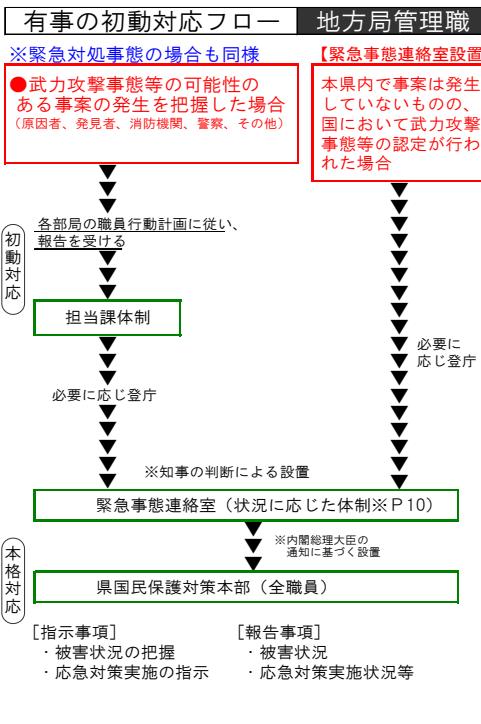
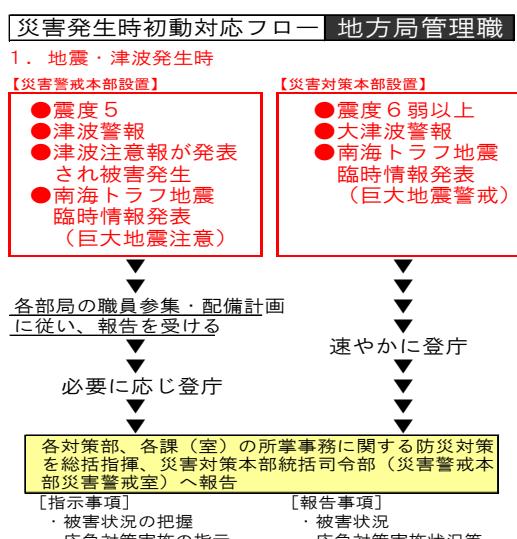
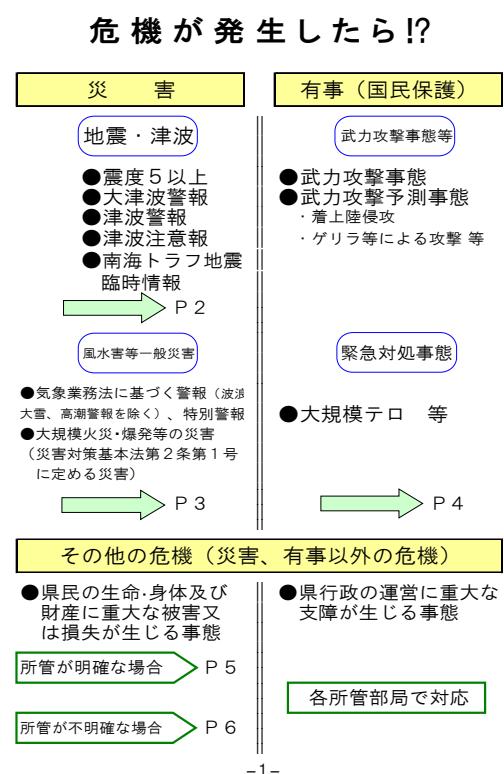


# 地方局管理職 の基準

## 愛媛県(R6.4.1)



MEMO

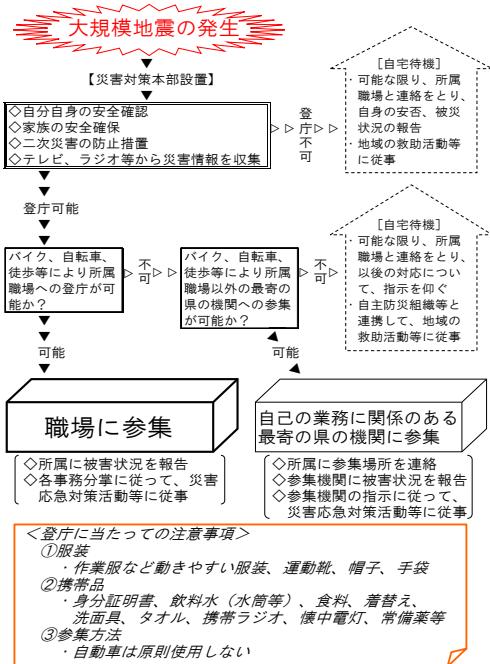
## 地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	<p>①管内で最大震度4の揺れが発生したとき          ②管内沿岸に津波注意報が発表されたとき          ③その他地方局長が必要と判断するとき</p>	<p>①管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき          ②管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき          ③管内沿岸に津波警報が発表されたとき          ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき          ⑤その他地方局長が必要と判断するとき</p>
知事	・なし	・必要に応じ登庁
特別職	・なし	・必要に応じ登庁
管理職	・なし	・必要に応じ登庁
参集基準	<p>・地方局総務県民課(室)職員          ・関係課職員          ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>	<p>・災害応急対策を実施するために必要な人員          ○関係地方局総務県民課(室)の該当職員          ○関係地方局各对策班連絡員及びその他必要な人員（各対策班判断）          ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>
一般職員		

-7-

# 大規模地震発生時の職員収集フロー

【勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合】



- 11 -

備考区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	<p>①県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ②その他地方局長が必要と判断するとき</p>	<p>①県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ②①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、又は本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき ③県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤その他地方局長が必要と判断するとき</p>
知事	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
参集基準	<p>・必要に応じ登庁</p> <p>管理職</p>	<p>・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁</p> <p>・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁</p> <p>(注)震度6弱以上の地震発生・大津波警報発表の場合には、全管理職が速やかに登庁</p>
一般職員	<p>・職員の1/3</p> <p>・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>	<p>・全職員</p> <p>・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>

-8-

## 想定される危機事案と所管部局

県民の生命、身体及び財産に重大な被害又は損失が生じる事態		危機事象	所管部局
分類			
大規模自然災害	大規模風水害	防災危機管理課、消防防災安全課	
大規模地盤震災	大規模地盤震災	防災危機管理課、消防防災安全課	
重大事故	原子弹力灾害 (伊豆の南東の異常事象に対する連絡)	原子力安全管理課、危機危機管理課、原子炉セイ	
特に警戒する災害	石油コンビナート灾害	消防防災安全課、防災危機管理課	
	大規模火災・爆発	防災危機管理課、消防防災安全課	
	危険物・毒劇物事故	防災危機管理課、消防防災安全課	
	航空事故	防災危機管理課、消防防災安全課、航空監視課	
	海上事故 (油流出含む)	防災危機管理課、消防防災安全課、交通取扱課	
	鉄道事故	防災危機管理課、消防防災安全課、交通監視課	
	道路事故	防災危機管理課、消防防災安全課、道路維持課	
	県主催イベントでの事故	当該課	
重大事件	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、港湾海岸課、漁港課	
	ハイジャック・バハジャック・シージャック	防災危機管理課、空港政策課	
	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課	
	テロ・ゲリラ事件	当該課、防災危機管理課	
有事関連	武力紛争事態等	防災危機管理課、消防防災安全課	
	緊急対応事態	防災危機管理課、消防防災安全課	
	ミサイル発射事象	防災危機管理課	
	周辺事態	防災危機管理課	
健康・安全	感染病の蔓延	健康増進課	
	家畜の伝染病	畜産課	
	飲料水汚染	都市整備課	
	大気汚染	環境・ゼロカーボン推進課	
	大規模食中毒	衛生衛生課	
	毒・劇物による健康被害及び事故	医療介護課	
	原子弹力災害・テロ以外の被ばく	医療介護課	
	原因不明の健康被害	保健福祉課	
	農薬等の使用による事象・事故	農業園芸課	
	洪水	河川課	
	県農林農水作物に関する事件・事故	農林水産部	
	医療事故	公企企業・監理局、医療対策課	
	院内感染	公企企業・監理局、医療対策課、健康増進課	
	学校内外及び校外活動中の事件・事故	教育委員会・教務課	<small>(公立・私立・認定外含む)</small>
	保健所における事件・事故 (公立・私立・認定外含む)	子育て支援課	
	障害者支援施設等における事件・事故	障がい福祉課	
	県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者	
	県施設での事件・事故	各施設管理者	
	本県関係者が巻き込まれた国外での事件・事故	観光危機課	
その他		防災危機管理課	初動対応、事後調整

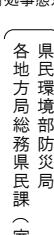
-12-

## 風水害等一般災害発生時の配備体制

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	<p>①管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、高潮警報を除く)</p> <p>②その他地方局長が必要と判断するとき</p>	<p>①管内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき</p> <p>②県内で相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事又は地方局長が判断するとき</p> <p>③その他地方局長が必要と判断するとき</p>
知事	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・速やかに登庁
管理職	・必要に応じ登庁	<p>・災害対策本部に所属する管理職は、速やかに登庁</p> <p>・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁</p>
参集基準	<p>・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員</p> <p>○関係地方局総務課県民課(室)の該当職員</p> <p>○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断)</p>	<p>・大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員</p>
一般職員		

-9-

## 危機発生時の連絡窓口

(①)、(②)には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。)		
報告先	電話番号	
①	自宅	
	携帯電話	
②	自宅	
	携帯電話	
災害対策本部 国民保護対策本部 緊急対応事態対策本部  <div style="text-align: center; margin-left: 100px;">    <b>各 地 方 局 総 務 県 民 課 ( 室 )</b> </div>	県本部	089(912)2335 089(912)2317 089(943)6865(当直用)
	東予地方本部	0897(56)1300 <内線213> 0897(56)3731
	今治支部	0898(23)2500 <内線300> 0898(32)3732
	中予地方本部	089(941)1111 <内線310> 089(909)8750
	南予地方本部	0895(22)5211 <内線206> 0895(22)3065
	八幡浜支部	0894(22)4111 <内線207> 0894(24)6271

-13-

## 武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等	
武力攻撃事態等(緊急対処事態)	事態認定前	担当課体制	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 (事務局判断)	①防災局の職員及び各部連絡員(各部から1名以上) ②あらかじめ指名された連絡員、地方局支局にあっては総務課県民室の職員(それぞれ3名)
			緊急事態連絡室体制	事態の状況に応じた体制(その都度知事が判断)	概ね1/3の職員(地方局及び支局にあっては、国土交通省第2章第2項に定める地方本部会議を構成する職員を含むものとする)が直ちに参集のうえ、知事の判断により配備職員の拡充等を行ふ。 なお、八幡橋本支局にあっては、上記の概ね1/3の参集職員に、税務室長、保健統括室長、企画課長、保健増進課長、生活衛生課長、環境課全務課長、八幡浜土木事務所長、管理課課長を含むものとする。
事態認定後	緊急事態連絡室体制	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合	事態の状況に応じた体制(その都度知事が判断)	全職員が直ちに参集(緊急事態連絡室体制を敷いていた場合は、同連絡室の参集对象職員以外の者が直ちに参集)する。	
		国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制		

- 10 -

## MEMO

-13-